

# 電力自由化により 「電気料金が安くなる」 などの勧誘に要注意!!

値下げの対象か確認する  
ので検針票の情報を教えてください。

毎月の電気の基本料金が  
□%安くなります。

△△サービスが、1か月  
無料で付いています。

- 檢針票の情報で、電力会社の切替え（契約先の変更）が可能です。  
⇒ 安易に情報を教えないようにしましょう。

- あたかも大手電力会社からの連絡かのように電話をしてくるケースも。  
⇒ 事業者名や新規の契約の勧誘かどうかを確認しましょう。

契約期間は2年間  
となります。

- 数年縛りで、解約時に解約金が生じるケースも。  
⇒ 解約条件をよく確認しましょう。

- 有料の関連サービスにより、結局、合計金額が高くなるケースも。  
⇒ 関連サービスを含めた契約内容をよく確認しましょう。



電話で勧誘されて、契約してしまったけど解約したい…  
→ 「クーリング・オフ」の手続は裏面を御覧ください。

## クーリング・オフの手続

電話勧誘販売による取引は、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

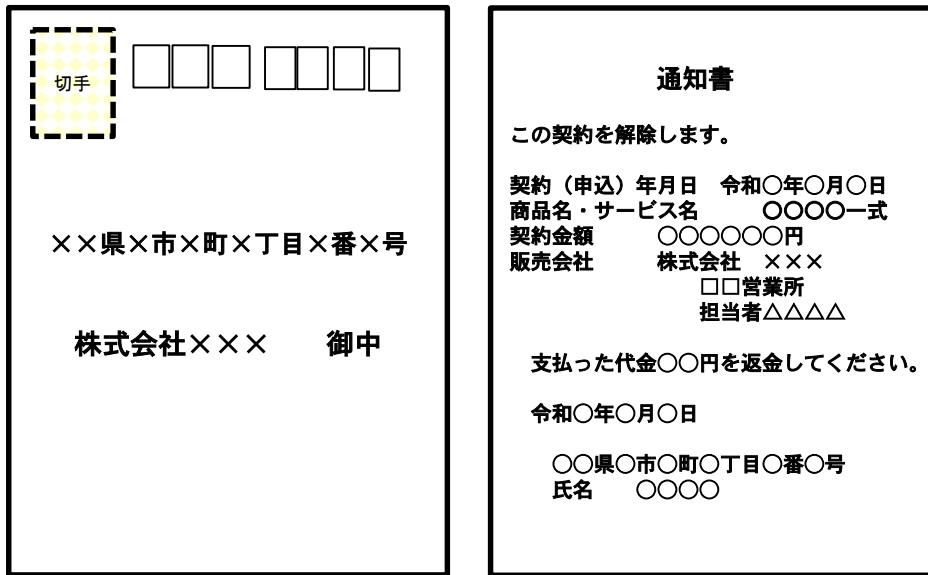
- 必ずハガキなどの書面で行います。
- 契約（申込）年月日、商品名・サービス名、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

●契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合があります。

●勧誘時に事実と違う話をされた場合などには、契約を取り消せる場合があります。

**諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！**

### 書面の記載例



関東経済産業局  
消費者相談室

電話: 048-601-1239  
(平日: 10:00~16:00)

困ったときは一人で悩まずに、  
「消費者ホットライン」に御相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。



消費者ホットライン  
（局番なし）188